

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ

訪問看護療養費の **訪問看護管理療養費 1** または **2** を算定するには
全ての事業所が 令和6年7月1日までに 地方厚生局に届出が必要です

注意



- ✓ 届出がお済みでない事業所は、7月1日までに必ず、施設基準の届出を行ってください
- ✓ 令和6年9月30日までは、訪問看護管理療養費 1 の基準を満たさない場合も、基準に該当するとみなす経過措置がありますが、**当該経過措置に該当する場合も、施設基準の届出は必要です。**

7月1日

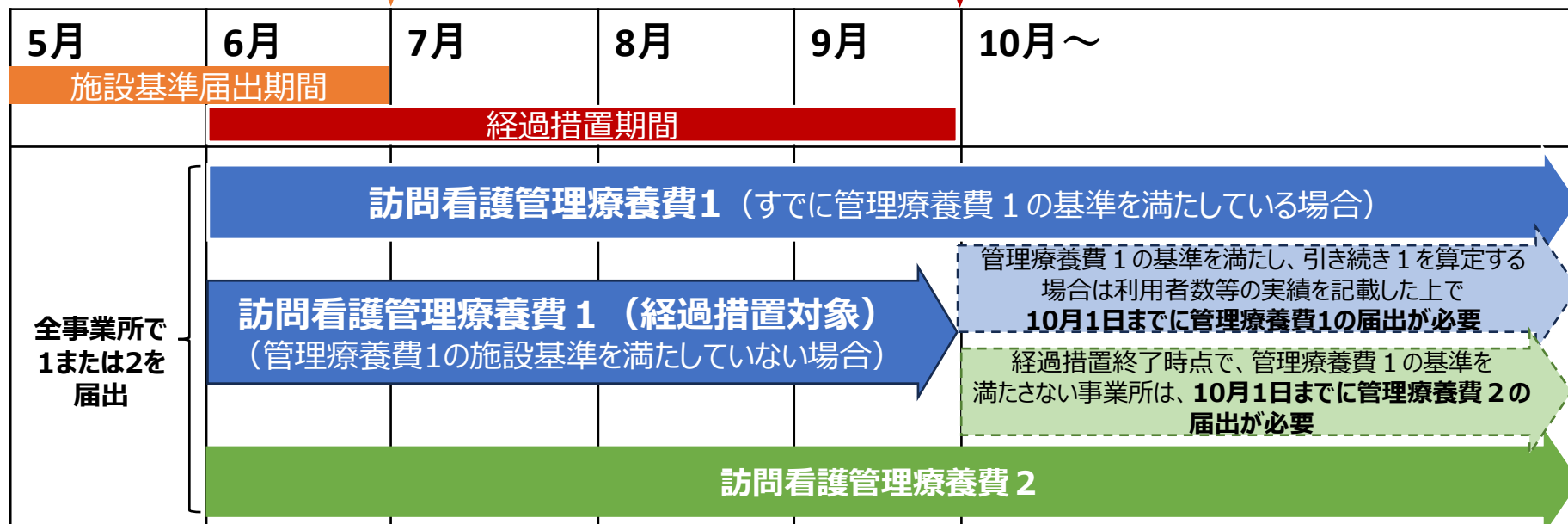
＜全事業所＞

訪問看護管理療養費 1
または 2 の施設基準 届出期限

10月1日

＜経過措置対象事業所＞

届出期限



※既に管理療養費 2 を届出済で、経過措置期間内に管理療養費 1 を届け出たい場合は、地方厚生局に変更申請を行ってください

お問合せは所管の地方厚生局へ

令和6年5月28日発出事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001257896.pdf>

